

## 議 事 内 容

専務	第 95 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、大園会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 95 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 15 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・5 件のほか、「地域計画の策定に向けた取組状況について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇・〇〇委員と〇〇・〇〇委員をお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。
議長	はじめに、〇〇農業委員会の案件について、農業会議事務局からお願いします。
農業会議事務局	(整理番号 4 - 1 について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-2について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-3について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-5について、資料に沿って説明)

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係5件について説明がありました。  
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 航空写真では周りに田が残っているようですが、植林することで鳥獣害の影響は大丈夫でしょうか。近隣圃場の方の同意はもらわれているのですか。

農業会議事務局 近隣耕作者の同意書はありませんが、地元区長と生産組合長の承諾はもらわれています。

〇〇委員 先程言われたように周りに田圃がありますが、3375-1の南側の3375-3は田ではないのですか。

農業会議事務局 田ではなく、池沼となっています。

〇〇委員 図面では周辺が何なのか全然分かりませんので、周辺地目の書き込みをお願いします。それと、先程周辺の同意はもらっていないとのことでしたが、もらわないといけないのではないのですか。

農業会議事務局	国の通達で、周辺耕作者の同意は取ってはいけないことになっています。
〇〇委員	佐賀県では取っているのではないですか。
農業会議事務局	県も以前は取っていましたが、今は取っていません。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	参考事項に申請地南側は土地が低くなっているとありますが、9ページの図面を見ると、南までパネルがつまっています。南側の住宅所有者とはバラスを敷くよう協議済みとありますが、バラスぐらいでよいのですか。
〇〇農業委員会	当初懸念があったため、南側の家も含めて協議した結果、バラスで対応ということになりました。事業者からは何かあれば誠意をもって対応すると聞いております。
〇〇委員	協議の結果ということですが、後々問題になりませんか。
〇〇農業委員会	申請地は南側と東側が低くなっていて、11ページの現況写真の左側が東になりますが、こちらの農地にも水は流れますので、南側にだけ水が行くことにはなりません。
〇〇委員	そこの同意はあるのですか。
〇〇農業委員会	その方も含めて協議済みです。

〇〇委員	そしたら資料に記載していただくようお願いします。
〇〇農業委員会	申し訳ありません。次回から気をつけます。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の事務所及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	先程、農業会議から隣接同意の話がありましたが、この案件については隣接の同意を取られています。書くのか書かないのか、農業会議で取り決めをしていただきたいと思います。
農業会議事務局	書くか書かないかならば、農業会議としては書くなとしか言えません。
〇〇委員	農業委員会の審議においては、これは必要です。

農業会議事務局	おっしゃるように、スムーズな審議のためには必要ということで、実際には市町では取っているところが多いです。
〇〇農業委員会	〇〇市では、国の通知については承知の上で、同意は取っております。農業委員会としてもですが、事業者の方も後々を考えると同意はもらっておきたいというところで、これまで問題にはなっておりません。以前、弁護士からも法律では同意書はいらなくなっているという問い合わせがあったのですが、説明をしたところ、一定の合意を得るためには致し方ないと納得されました。
〇〇委員	隣接同意を取る際に、パイプラインが入っているから移設してほしいとかの要望もあっています。話をしないとトラブルの元になります。
議長	これについては農業会議で決めるのではなく、資料に載せるかどうかは各市町で判断していただくということでお願いしたいと思います。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇委員	申請地左上が白抜きになっていますが、ここはどう利用されるのですか。
〇〇農業委員会	ここは共同住宅に転用予定で、現在農振除外の手段中です。

溝口委員	分かりました。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係5件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	つづきまして、次の項目に移ります。 「地域計画策定の策定に向けた取組状況」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
常設審議委員	(農地中間管理事業の手数料徴収について意見交換) 地域計画内の農地の貸借は機構を介するのが原則となる中、地域計画の推進にブレーキをかけることになる、公社の理事会で既に了承し、事務局に話を通した後に会長に説明するのは順番が違うのではないか、農

家に負担を強いるのではなく、まず経費削減や補助金増の要望をする等  
努力をすべき、等の意見あり

議長

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務

皆さま、お疲れさまでした。

次回は3月15日になりますので、ご予約をお願いします。

---

15時10分